平成２３年（フ）第７７６６号
大阪府交野市梅が枝25番408号
債務者　瀬戸口朋美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８０７号
大阪府箕面市桜１丁目12番35―103号
債務者　谷口　兼喜
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８１４号
大阪市東住吉区中野２丁目５番28―102号
債務者　岸　　典子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９１８号
大阪市西成区南津守６丁目３番18号　コーポナカタニ15―１号室
債務者　藤本　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９１９号
大阪府豊中市東豊中町４丁目２番30号
債務者　高瀬　　史
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９２６号
大阪市東淀川区豊新３丁目５番14号　第２白鳥マンション302号
債務者　倉原　　孝
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９３３号
大阪府茨木市平田台９番16―403号
債務者　溝口小夜子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９３８号
大阪府高槻市宮之川原元町９番１号、前住所大阪市北区長柄東２丁目３番28―1107号
債務者　山﨑由美子（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９４６号
大阪府東大阪市菱江２丁目７番２号　エルヴェールⅡ105号
債務者　馬場　一広
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９６３号
大阪府吹田市山田西１丁目22番Ａ８―109号
債務者　黄賀　久子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９６４号
大阪府東大阪市日下町６丁目５番40号
債務者　萱野　千絵
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９６７号
大阪府高槻市牧田町14番89―204号
債務者　堀　とき子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９６８号
大阪府門真市石原町35番５号
債務者　平塚　三男
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９６９号
大阪市生野区田島５丁目16番８号　コージーコート201
債務者　中辻　愛美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９７３号
大阪府交野市森南１丁目１番２―306号、前住所大阪府交野市私部西２丁目13番10号
債務者　佐伯　正史
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９７９号
大阪市淀川区田川３丁目１番35―605号
債務者　大胡田和恵
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９８１号
大阪府守口市八雲東町１丁目１番４―601号
債務者　瀬尾　健一
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９９０号
大阪府茨木市山手台２丁目６番12―205号、前住所大阪府摂津市鳥飼西４丁目25番８―18号
債務者　長岡　英則
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部